

○太宰府市公園（令和元年10月1日以降）

（単位 円）

公園名	施設名	時間	使用料				備考
			市内者		市外者		
			一般	小・中学 生	一般	小・中学 生	
太宰府歴史 スポーツ公 園	相撲場	1時間	220	40	220	110	全域
	弓道場		110	20	110	50	1人
			660	130	660	330	全域使用の場 合
	テニスコ ート		440	80	440	220	1面
	多目的広 場		220	40	220	110	全域
太宰府梅 林アスレ チックス ポーツ公 園	多目的広 場		2,200	440	4,400	2,200	全域

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金の額とする。
- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。

1 公園使用料

(単位 円)

区分	期間	使用料	備考
行商・募金これらに類するもの	1日	220	1件
業として写真を撮影するもの	1日	550	写真機1台
業として映画を撮影するもの	1日	1,100	撮影機1台
競技会・展示会・集会その他これらに類する催しを行うもの	1日	1,100	1件
その他の使用	1日	20	1 m ²

備考 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。

2 占用料

公園の占用料は、太宰府市行政財産使用料条例（平成8年条例第27号）第3条の規定を準用する。